

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可及び変更の許可		
根拠法令及び条項	都市公園法 第5条第1項 那覇市公園条例施行規則 第5条、第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 都市公園法 第5条 第1項及び第2項 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等) 第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの		
審査基準 設定年月日	昭和31年 4月20日 (都市公園法制定日)	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(15日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和45年 7月 1日 (那覇市公園条例施行 規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	建設管理部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。